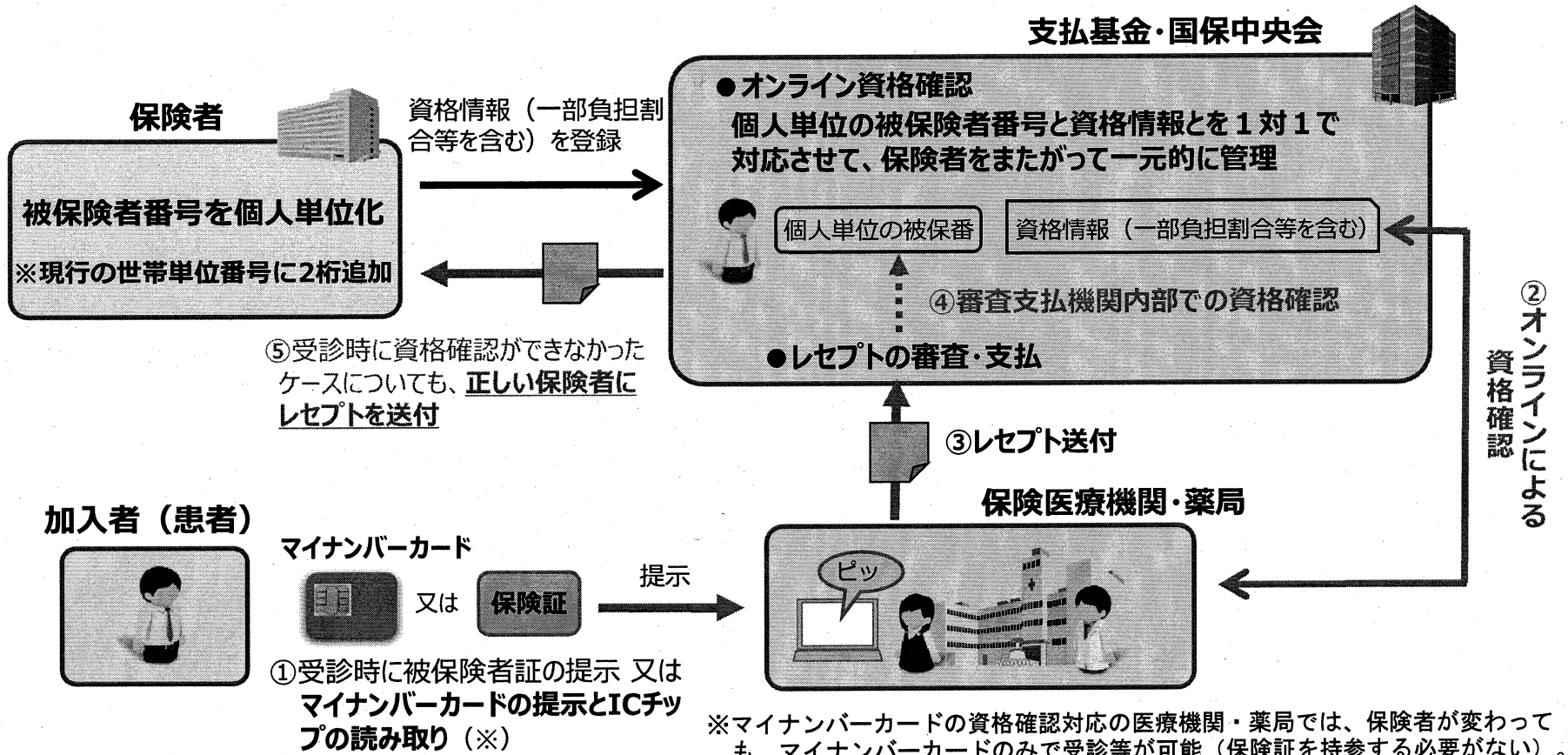


○オンライン資格確認について

- 【導入により何がかわるのか】
- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
 - ②保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行等を大幅に削減

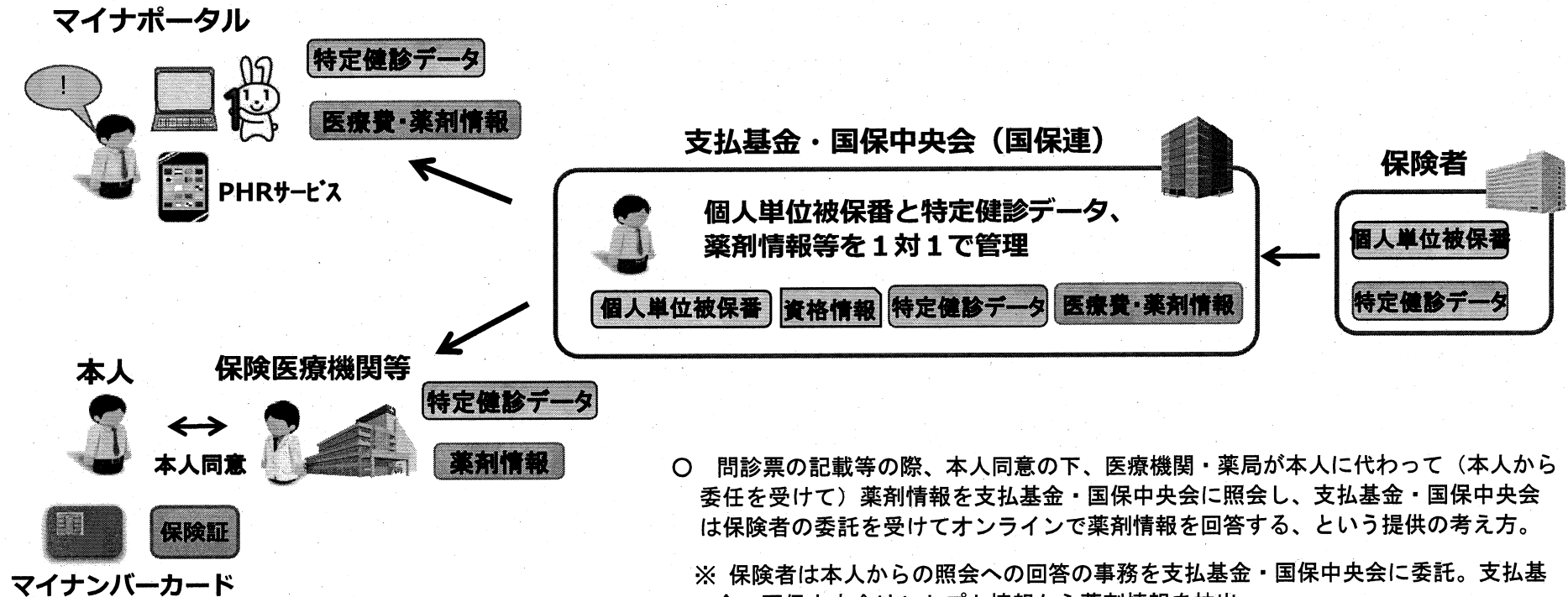


※マイナンバーカードの資格確認対応の医療機関・薬局では、保険者が変わっても、マイナンバーカードのみで受診等が可能（保険証を持参する必要がない）。
 ※オンライン資格確認を実施しない医療機関・薬局の場合、現在の事務手続き等が変わるということはない。

○医療費情報、薬剤情報、特定健診データの閲覧について

【導入により何がかわるのか】

- 患者本人や医療機関等において、特定健診データや薬剤情報等の経年データの閲覧が可能。
⇒ 加入者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。



※オンライン資格確認等の導入に当たっては、クラウドを活用することにより運営コストを削減

○オンライン資格確認等システムについて

- オンライン資格確認等システムについては、平成29年度に「医療保険のオンライン資格確認に関する調査研究」を実施し、最適なセキュリティを確保しつつ運営コストを合理的なものとし、効率的にシステム整備する観点から、クラウドサービスの利用を検討するとともに、中間サーバの機能も一体的にクラウド化することについて検討した。
- また、中間サーバのクラウドへの移行について保険者の利用状況等を踏まえ性能要件等を検討するとともに、オンライン資格確認等システムの導入に当たって、保険者・医療機関・薬局における運用等の対応方針について、保険者・医療関係者等の意見を聞きながら整理した。

オンライン資格確認等システムの導入

運用開始時期	2020年度（2021年3月目途）
対象医療機関等	全国の保険医療機関・保険薬局（地域を限定しない）
対象保険者	すべての医療保険者等 (市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合)
対象利用者	①医療保険等の加入者で利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカードを保持する被保険者、被扶養者等 ②保険証を所持する被保険者、被扶養者等（個人単位の被保険者証記号番号で確認）
提供するサービス	①保険医療機関等におけるマイナンバーカード、保険証を用いたオンラインでの資格照会と各種証情報提供（高額療養費の限度額認定証等の情報を含む） ②審査支払機関におけるレセプト受付時の資格確認、正しい保険者へのレセプトの振り替え ③医療費情報、薬剤情報、特定健診データの閲覧 等